

コミュニティバス等の収支率について

資料5

◆さいたま市における収支率の基準

＜当初ガイドライン（H23.3）策定時の考え方＞

利用者負担と市からの補助を、概ね同程度とする事を考慮、又先行して実証実験を行った和土地区の収支状況を踏まえて、「40%」以上とした。

ただし、ガイドライン策定前から運行しているコミュニティバスについては、政令市移行に伴い政策的に導入された経緯を踏まえ、前年度以上を目標としている。

◆（参考）他都市における収支率基準の設定例及び実績

- ・運行基準を設定していない自治体も多く見られる。
- ・収支率を設定している都市でも対象とする費用の考え方が異なる場合があるため、単純な比較はできない。

自治体名	収支率の基準	収支率の実績	備考
横浜市	設定なし	—	<ul style="list-style-type: none"> ・実証運行中については、車両整備費や赤字補填分等を含め最大500万円まで補助。 ・本格運行中の補助は無し。 ・バス事業者が事業採算性が確保できるか否かを判断。 ・対象地域は既存のバス路線が通っていない地域などで通院や買物等生活に密着した交通手段の導入を実現したいと考える自治会等。
川崎市	設定なし	—	<ul style="list-style-type: none"> ・本格運行のための初期費用(車両購入費等)を負担。 ・本格運行中は車両購入や停留所の標識等を補助。 ・対象地域は既存のバス路線と競合することがないよう留意。
千葉市	60%	51%(若葉地区) [平成30年度]	<ul style="list-style-type: none"> ・運行補助(欠損補填の1/2を市が負担。ただし、上限500万円まで。) ・乗合バスの退出によって交通が不便になった地域において、地域住民の足の確保、利便性の向上を目的として千葉市と地域が一体となってコミュニティバスを運行。
相模原市 コミバス	50%	50.6%、47.3% [平成30年度]	<ul style="list-style-type: none"> ・交通不便地区※を対象。 ※「市街化区域」又は「区域区分が定められていない都市計画区域のうち、用途地域の指定がある区域」において、鉄道駅から1kmかつバス停留所から300m以上離れた地区
相模原市 乗りタク	設定なし (稼働率)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・運行継続条件は1便当たりの輸送人員が1.5人以上かつ稼働率が50%以上。(平成30年度実績では、稼働率70.5%、54.1%、輸送人員2.14人、2.5人) ・稼働率とは運行計画案に対して実際に稼働した本数。(完全予約制のため) ・津久井地域の交通空白地区※を対象。 ※鉄道駅から1kmかつバス停留所から300m以上離れた地区

コミュニティバス等の収支率について

資料5

自治体名	収支率の基準	収支率の実績	備考
静岡市	—	2.8%~13.8% [4路線]	・民間のバス事業者撤退箇所(交通空白地区※となった箇所)に対する代替路線。 ※バス路線とバス停から300m圏外 ・収入の不足分は全額市で負担。
春日部市	25%	6.5~33.4% [平成30年度]	・「公共交通空白地域※」に対して運行。 ※鉄道駅より半径1km圏外かつ、バス停より半径500m圏外
川越市	—	24% [平成26年度]	・路線バスを補完する公共交通機関として交通空白地区の解消。
上尾市	28.6%	24% [平成29年度]	・収支率については平成25年度数値を基準に向上を図ることを目標。 ・路線バスとの競合を回避して運行。
桶川市	—	28.0% [平成29年度]	・交通空白地域の解消及び高齢者等交通弱者の移動手段の確保を目的として運行。
川口市	—	17.6% [平成29年度]	・高齢者等が市内の公共施設・医療機関等を利用する際の交通手段の確保。
戸田市	—	12.7%~33.4% [平成28年度]	・主に鉄道駅を起点として、主要な公共施設や路線バスが運行されていない地域を結び運行。
富士見市	—	36.7% [平成27年度]	・市民の公共施設などへの交通手段をはじめ通勤・通学者や高齢者・障がい者の交通手段などに配慮した運行。
市川市	40%	39.7%~54.2% [平成29年度]	・運行ルートに占める交通不便地割合※が25%以上の地域を対象。 ※鉄道駅及び路線バス停から300m以上離れている地域。なお、1日に4便以下のバス路線は対象外。
船橋市	50%	30.4%~107.3% [平成29年度]	・公共交通不便地域※に対して運行。 ※鉄道駅640m、バス停300m圏外でかつ、バス運転本数100本/日未満、その他高低差や大規模施設、地形幹線道路などにより補正
市原市	50%	65.0% [平成27年度]	・交通空白地域※等の解消や、公共施設等へアクセスしやすくすること等、住民福祉の向上や地域の活性化等を目的に運行。 ※鉄道駅から1km圏外かつバス停留所から500m圏外の建物用地
八王子市	設定なし (乗車率)	—	・乗車率25%を基準の目安として設定。 ※乗車人数(人/年)÷(運行本数(本/日)×運行日数(日/年)×乗車定員(人)×100) ・交通空白地域※を中心に、主に高齢者や障害のある方、妊婦の方などの外出を支援する公共輸送システムとして運行。 ※鉄道駅700m、バス停300m以遠の地域
東村山市	40%	約56% [—]	・公共交通空白・不便地域※、徒歩・自転車移動が困難な丘陵地域を対象。 ※鉄道駅から600m以上かつバス停から300m以上離れた地域、バスの運行本数が1時間1本未満の地域(7~19時台の平均)、標高差20m以上の地域